指　名　停　止　措　置　状　況　（建　設　工　事　等）

令和8年11月20日発出

商号 住所	適用措置 停止期間	開始年月日 終了年月日	指名停止の理由
株式会社翔設計　本店 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-24-15	独占禁止法違反行為 ４か月	令和 8年11月20日 令和 9年 3月19日	株式会社翔設計は、埼玉県内を含む関東地区に所在するﾏﾝｼｮﾝの管理組合が設計ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務を当該業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事ごとに、建設業者と受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、大規模修繕工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。これにより、令和8年9月28日、独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社セラフ榎本　本店 埼玉県川口市芝中田2-34-16	独占禁止法違反行為 ２か月	令和 8年11月20日 令和 9年 1月19日	株式会社ｾﾗﾌ榎本は、関東地区に所在するﾏﾝｼｮﾝの管理組合が設計ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務を設計ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事ごとに、設計ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業者と受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、大規模修繕工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。また、株式会社ｾﾗﾌ榎本は、埼玉県内のﾏﾝｼｮﾝの施工業者となっていた。これにより、令和8年9月28日、独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。なお、同法第7条の2に基づく課徴金については、課徴金減免制度が適用されている。